

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

準備書面(49)

【フィリピン共和国との間の相互保証について】

平成30年 4月 13日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

1. 被告国は、平成30年3月12日付第9準備書面において、原告番号2の3がフィリピン共和国籍であるところ、フィリピン共和国(以下「フィリピン」という)については、国賠法6条の相互の保証があるとはいえない等と主張する。しかし、次の通り、フィリピンとの間には相互の保証が認められるので、被告国の上記主張は失当である。
2. すなわち、フィリピンの法制では、国については主権免責が規定されているものの、過誤又は過失で、特定の者に特別の命令又は任務を付与して行った行為又は不作為により他人に損害が生じたときには、フィリピン民法により損害賠償請求が可能とされており(乙E第2号証3の1・2ないし3ペー

ジ)、フィリピン民法は外国人にも適法があるものとされている（同4ページ）。このことは、被告国も第9準備書面で主張して認めているところである（同書面4ページ下から1行目ないし5ページ上から10行目）。なお、被告国は、上記のフィリピンの法制を認めつつ、「フィリピン共和国において、原子力発電所に対する規制権限の不行使が『特別機関の不作為』に当たるのかどうかについて何ら立証がない」と主張する。しかし、原告らが本件国賠請求で主張する請求原因が、フィリピン民法により損害賠償請求が可能なものに当たると解すべきことは当然であり、福島地裁平成29年10月10日判決（判例時報2356号3ページ以下）も同様の判断を示している。

以上の次第であるので、フィリピンとの間には国賠法6条の相互の保証があると解すべきである（前記福島地裁平成29年判決の他、東京高裁平成27年7月30日判決・判時2277号84ページも同旨）。

3. よって、被告国第9準備書面の、フィリピンとの間の相互の保証についての主張は明らかに失当である。

以上